

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2015年8月10日
- 【発行者名】 UBS ETF・シキャブ  
(UBS ETF)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 アンドレアス・ハーバーツェト  
(Member of the Board of Directors, Andreas Haberzeth)  
取締役副会長 フランク・ミュゼル  
(Vice-Chairman, Board of Directors, Frank Müsel)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルク市 キルシュベルク地区L-1855 J.F.ケネディ通り49番地  
(49, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 飛岡 和明  
同 菊地 諒
- 【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03(6888)1000
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)  
UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)  
UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)  
UBS ETF 欧州株(MSCIヨーロッパ)  
UBS ETF 英国大型株100(FTSE 100)  
UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)  
UBS ETF MSCIアジア太平洋株(除く日本)  
UBS ETF スイス株(MSCIスイス20/35)  
UBS ETF 英国株(MSCI英国)  
UBS ETF 米国株(MSCI米国)  
\*上記名称は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の名称である。
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
- (1) UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)  
当初設定日(2015年3月17日)  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間(2015年3月18日から2016年6月30日まで)  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (2) UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)  
当初設定日(2015年3月17日)  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間(2015年3月18日から2016年6月30日まで)  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (3) UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)  
当初設定日(2015年3月17日)  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間(2015年3月18日から2016年6月30日まで)  
2,000,000,000,000円を上限とする。

- (4) UBS ETF 欧州株（MSCIヨーロッパ）  
当初設定日（2015年3月17日）  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (5) UBS ETF 英国大型株100（FTSE 100）  
当初設定日（2015年3月17日）  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (6) UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU小型株）  
当初設定日（2015年3月17日）  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (7) UBS ETF MSCIアジア太平洋株（除く日本）  
当初設定日（2015年3月17日）  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (8) UBS ETF スイス株（MSCIスイス20/35）  
当初設定日（2015年3月17日）  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (9) UBS ETF 英国株（MSCI英国）  
当初設定日（2015年3月17日）  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）  
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (10) UBS ETF 米国株（MSCI米国）  
当初設定日（2015年3月17日）  
474,120,000円を上限とする。  
継続申込期間（2015年3月18日から2016年6月30日まで）  
2,000,000,000,000円を上限とする。

\* 上記金額は、届出の対象とした募集（売出）有価証券信託受益証券の金額である。

\* なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

- (注1) スイスフラン（「スイスフラン」）の円貨換算は、便宜上、2015年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン = 128.21円）による。
- (注2) 本書の中で特に記載のない限り金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の金額の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき、異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注3) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。

営業日	ルクセンブルクにおいて銀行および金融機関が営業を行なっている各日を意味する。
ETF投資証券	SIXスイス証券取引所および/または本投資法人のウェブサイト( <a href="http://www.ubs.com/etf">www.ubs.com/etf</a> )において示されるその他の証券取引所に上場されている、本投資法人のサブファンドのいずれかのクラスの投資証券を意味する。
ルクセンブルク	ルクセンブルク大公国を意味する。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月27日に提出した有価証券届出書（平成27年5月22日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の内容の一部に訂正すべき事項及び関係法人の変更に伴い変更すべき事項がありましたので、これらを訂正するものがあります。

## 2【訂正内容】

(注) 下線は訂正箇所を示します。

## 第二部【ファンド情報】

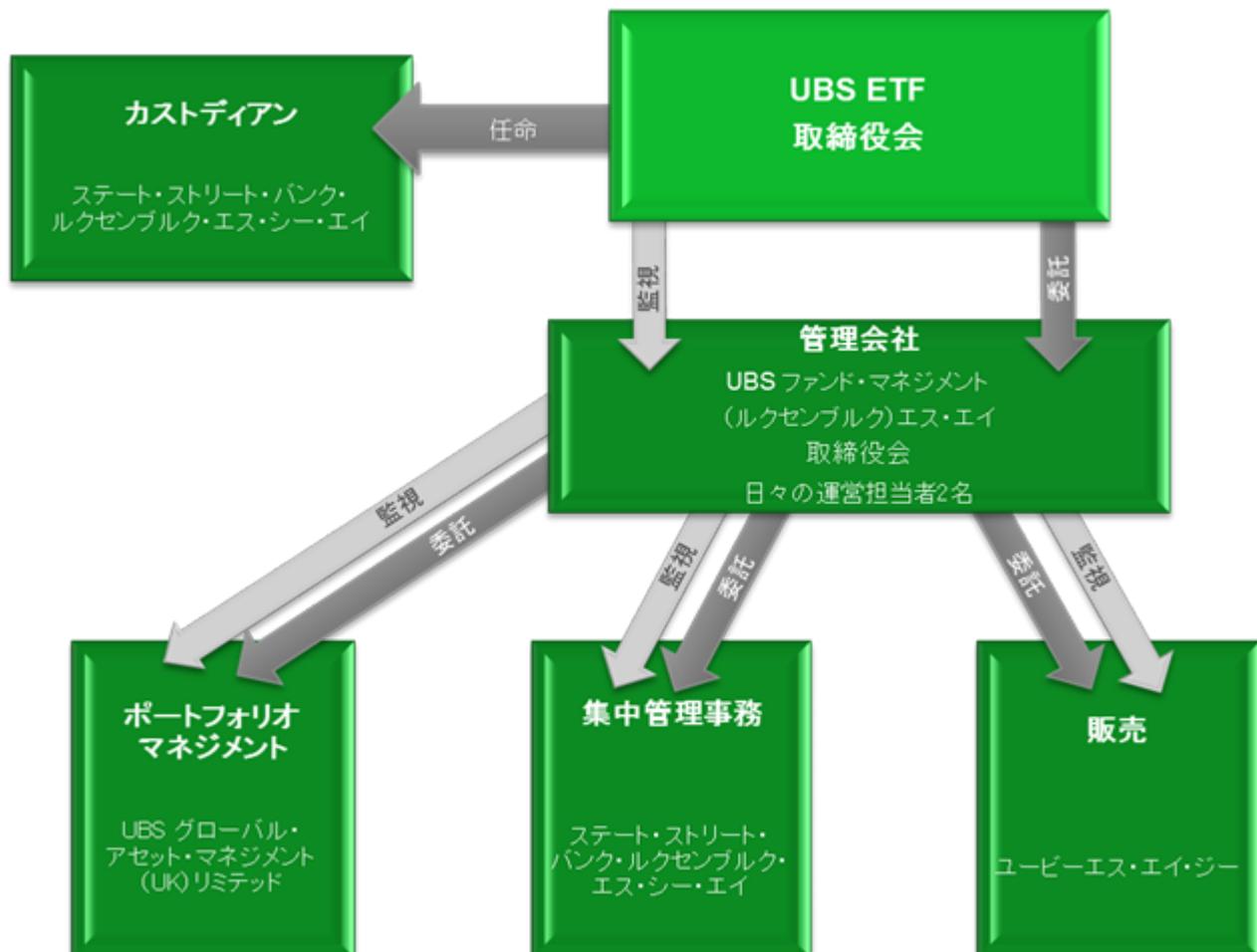
## 第1【ファンドの状況】

## 1【外国投資法人の概況】

## (3)【外国投資法人の仕組み】

<訂正前>

外国投資法人の仕組み



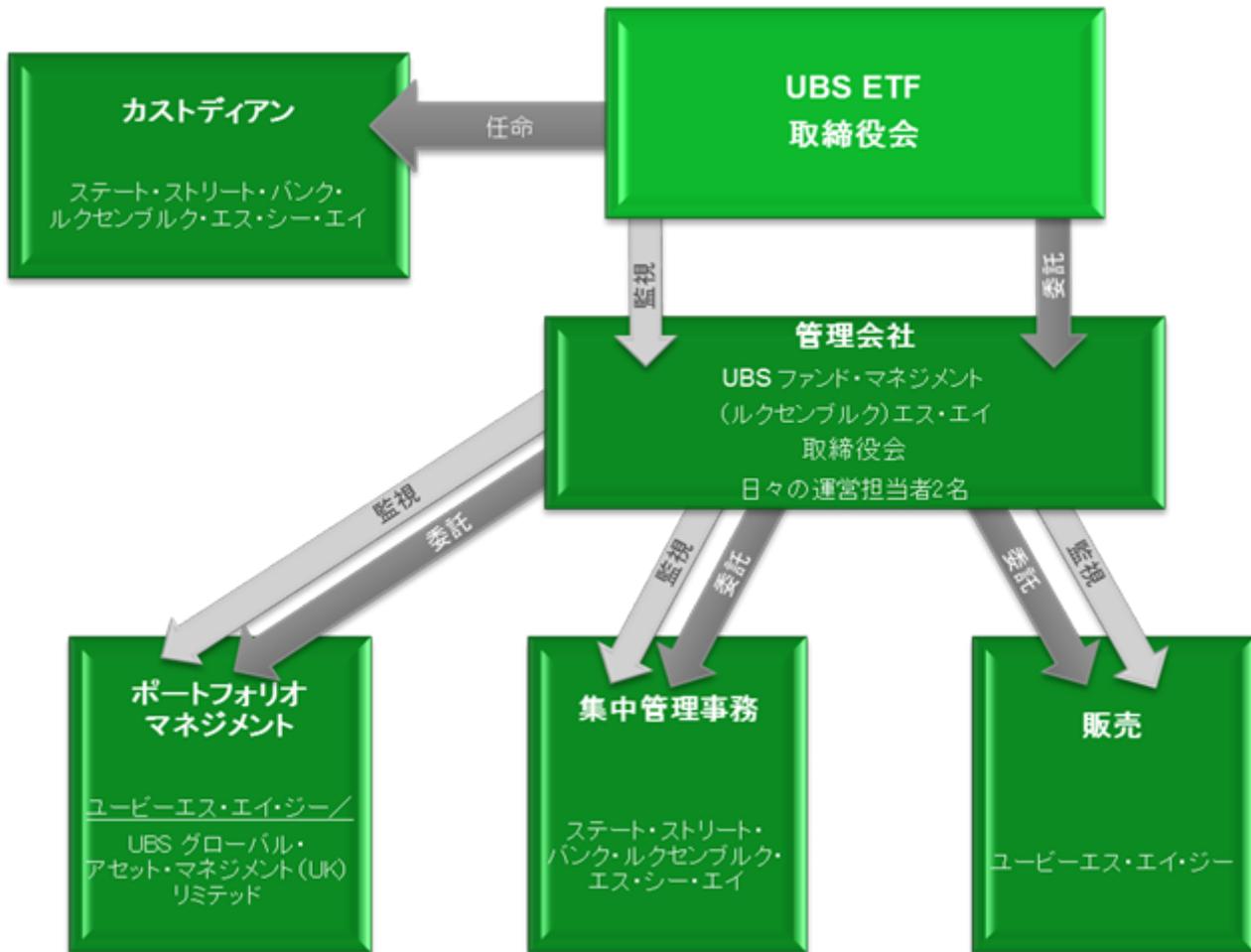
## 本投資法人および本ファンドの関係法人の名称、本ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ （UBS Fund Management （Luxembourg） S.A.）	管理会社	<p>2012年5月4日、本投資法人は、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ（「管理会社」）との間で管理会社契約を締結し、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行為し、かつ、管理会社契約に詳述される内容の業務を提供する者として管理会社を任命した。</p> <p>ルクセンブルクの規制当局（「CSSF」）の行政実務により、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務（すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング、リスク管理）をサービス提供者に委託する場合は、当該サービス提供者を監視する責任を負う。</p> <p>日々の管理業務の範囲に含まれない業務（特にすべての戦略的決定等）については、本投資法人（すなわち、本投資法人の取締役会）が、引き続きそのすべてに責任を負う。</p>
UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド （UBS Global Asset Management （UK） Ltd）	ポートフォリオ・マネージャー	<p>ポートフォリオ管理契約</p> <p>管理会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。</p> <p>ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。</p>

（後略）

&lt;訂正後&gt;

外国投資法人の仕組み



## 本投資法人および本ファンドの関係法人の名称、本ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ （UBS Fund Management （Luxembourg） S.A.）	管理会社	2012年5月4日、本投資法人は、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルク）エス・エイ（「管理会社」）との間で管理会社契約を締結し、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行われ、かつ、管理会社契約に詳述される内容の業務を提供する者として管理会社を任命した。 ルクセンブルクの規制当局（「CSSF」）の行政実務により、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務（すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング、リスク管理）をサービス提供業者に委託する場合は、当該サービス提供業者を監視する責任を負う。 日々の管理業務の範囲に含まれない業務（特にすべての戦略的決定等）については、本投資法人（すなわち、本投資法人の取締役会）が、引き続きそのすべてに責任を負う。
UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド （UBS Global Asset Management （UK） Ltd）	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約  管理会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。 ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。
<u>ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）</u> <u>（UBS AG, UBS Global Asset Management, Basel and Zurich）</u>	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約  <u>管理会社は、ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。</u> <u>ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。</u>

（後略）

#### (4) 【外国投資法人の機構】

<訂正前>

(前略)

本投資法人の運営機構に関する情報

2012年5月4日、本投資法人は、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行為する者として管理会社を任命した。概要としては、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務(すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング、リスク管理)をサービス提供者に委託する場合は、当該サービス提供者を監視する責任を負う。

日々の管理業務の範囲に含まれない業務(特にすべての戦略的決定等)については、本投資法人(すなわち、本投資法人の取締役会)が、引き続きそのすべてに責任を負う。

管理会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドとの間でポートフォリオ管理契約を締結している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

本投資法人の運営機構に関する情報

2012年5月4日、本投資法人は、2010年法に準拠し、同法の範囲内で本投資法人の管理会社として行為する者として管理会社を任命した。概要としては、管理会社は本投資法人の日々の運営に責任を負うが、すべての管理業務(すなわち、ポートフォリオ管理、事務手続、マーケティング、リスク管理)をサービス提供者に委託する場合は、当該サービス提供者を監視する責任を負う。

日々の管理業務の範囲に含まれない業務(特にすべての戦略的決定等)については、本投資法人(すなわち、本投資法人の取締役会)が、引き続きそのすべてに責任を負う。

管理会社は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)との間でポートフォリオ管理契約を締結している。

(後略)

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

<訂正前>

(前略)

各サブファンド

(中略)

(i)UBS ETF MSCI 英国UCITS ETF クラスA-分配型

投資目的

UBS ETF MSCI 英国UCITS ETF サブファンドは、「MSCI 英国インデックス(トータルリターン)」の価格・利益パフォーマンス(経費控除前)(本サブファンドの「本指数」と連動することを目的とする。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

各サブファンド

(中略)

(i)UBS ETF MSCI 英国UCITS ETF クラスA-分配型

投資目的

UBS ETF MSCI 英国UCITS ETF サブファンドは、「MSCI 英国インデックス(ネットリターン)」の価格・利益パフォーマンス(経費控除前)(本サブファンドの「本指数」と連動することを目的とする。

(後略)

### 第三部【外国投資法人の詳細情報】

#### 第3【管理及び運営】

##### 3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

###### (1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

(vi)報告を受ける権利

(中略)

##### 2.閲覧可能な書類

以下の書類のコピーは、営業日の通常営業時間内であれば無料で本投資法人の登記簿上の事務所49, Avenue J.F.Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgおよび管理会社の登記簿上の事務所33A, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgそれぞれにおいて閲覧可能であり、サブファンドにかかる目論見書および財務報告書のコピーもまた無料で同各所在地にて入手可能である。

a)本投資法人および管理会社の定款

b)本投資法人とカストディアンであるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意

c)本投資法人、管理会社および管理事務代行会社としてのステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意

d)それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドとの間の合意

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

(vi)報告を受ける権利

(中略)

##### 2.閲覧可能な書類

以下の書類のコピーは、営業日の通常営業時間内であれば無料で本投資法人の登記簿上の事務所49, Avenue J.F.Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgおよび管理会社の登記簿上の事務所33A, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourgそれぞれにおいて閲覧可能であり、サブファンドにかかる目論見書および財務報告書のコピーもまた無料で同各所在地にて入手可能である。

- a)本投資法人および管理会社の定款
- b)本投資法人とカストディアンであるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意
- c)本投資法人、管理会社および管理事務代行会社としてのステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイとの間の合意
- d)それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびユービーエス・エイ・ジーとの間の合意  
(後略)

## 第4【関係法人の状況】

### 2【その他の関係法人の概況】

#### (1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

- (a)UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(ポートフォリオ・マネージャー)  
(中略)
- (b)ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイ(カストディアン、管理事務代行会社、コンプライアンス管理代行会社および支払代理人)  
(中略)
- (c)ユービーエス・エイ・ジー(販売会社)  
資本金(株主資本)の額  
385,525,023スイスフラン(47,627,761,341円)(2014年9月末日現在)  
(後略)

<訂正後>

- (a)UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(ポートフォリオ・マネージャー)  
(中略)
- (b)ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)(ポートフォリオ・マネージャー)  
資本金(株主資本)の額  
384,456,091スイスフラン(49,291,115,427円)(2015年4月末日現在)  
事業の内容  
ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレイションおよびスイス・ユニオン銀行の全資産および負債を承継した銀行であり、その一部門であるUBSグローバル・アセット・マネジメントは、機関投資家向けの資産運用を行っている。
- (c)ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイ(カストディアン、管理事務代行会社、コンプライアンス管理代行会社および支払代理人)  
(中略)
- (d)ユービーエス・エイ・ジー(販売会社)  
資本金(株主資本)の額  
384,456,091スイスフラン(49,291,115,427円)(2015年4月末日現在)  
(後略)

#### (2)【関係業務の概要】

<訂正前>

- (a)UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(ポートフォリオ・マネージャー)  
ETF投資証券にかかるポートフォリオ・マネージャー業務を行う。

(b) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイ (カストディアン、管理事務代行会社、コンプライアンス管理代行会社および支払代理人)

(中略)

(c) ユービーエス・エイ・ジー (販売会社)

(後略)

<訂正後>

(a) UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (ポートフォリオ・マネージャー)

ETF投資証券にかかるポートフォリオ・マネージャー業務を行う。

(b) ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント(パーゼル・チューリッヒ) (ポートフォリオ・マネージャー)

ETF投資証券にかかるポートフォリオ・マネージャー業務を行う。

(c) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルク・エス・シー・エイ (カストディアン、管理事務代行会社、コンプライアンス管理代行会社および支払代理人)

(中略)

(d) ユービーエス・エイ・ジー (販売会社)

(後略)